

令和 7 年度第 2 回伊豆の国市特別職報酬等審議会 議事録

日 時 令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 2 時から午後 4 時 20 分まで

場 所 伊豆の国市あやめ会館 3 階多目的ホール

出席者 委 員）土屋会長、尾沢委員、鈴木委員、山田委員、浅井委員、榊原委員、武田委員

事務局）原総務部長、総務課秋山課長、押尾主任主事

その他）望月議会事務局長（審議会が必要であると認め出席を求めた者）

1 開会

2 市長挨拶

3 議事

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について

－ 事務局から資料 7～12 に基づき説明 －

委 員）冒頭で会長から、今回決めていく方向性として、市の財政力や予算に与える影響などいくつか挙げていただき、それに合わせた資料を用意いただいたとのことだが、それぞれの要件に当てはめるという作業を一つ一つ進めていくのか。各資料がそれぞれどこに当てはまるのか不明確なので、先にそれを整理して進めていった方が良いと思う。

会 長）まず初めに三役について検討していきたい。前回、平成 22 年に下げた分を上げたら良いのではという意見もあったが、その辺りはいかがか。

委 員）資料 11 について、先ほどの事務局の説明では、同規模市も今後審議会を開催する可能性があるということだったので、同規模市が現時点をもって変えていないからという判断はできないと思う。比較という点で、同規模市が上げたから上げるということはこの資料から読み取れないので、ここを重視するのはどうかなと思っている。

会 長）資料 12 を見ると、仮に三役を 1 万円上げるとした場合、市の予算に与える影響は年間 518,700 円となるとのことである。

委 員）今現在物価が上がっている中で下げるという方向性は皆さんの中で無いと思うので、平行かいくらか上げるかということだと思うが、前回あった従前の金額に戻すという意見もあり得るのかなと。あとは、上げるとしたら財源の問題と市民感情ということになると思う。財源の問題で言うと、資料 10 を見ると、例えば伊豆の国市は裾野市に比べて市税収

入額が 40 億円くらい少ないという話があったが、資料 7 を見ると、不足する分は普通交付税として交付されるので、裾野市と同じような予算が組めることになるという理解で良いか。

事務局) 概ねそういった形になる。あくまでもその標準的な地方税収入の見込み額というのは、それぞれの自治体の実績としての調定額であったり、国から交付される交付金を算定根拠にして、標準的な地方税収入見込み額が算出されているので、伊豆の国市は比較的法人事業者数が少ないということがやはり特色としてあるというのは、この交付税によって平たくなりやすいという傾向があるというように捉えて良いと思う。

委員) そうだとすると、市税収入が少ないからといって、市の財政が大きく圧迫されるわけではないということで良いのか。

事務局) 全く影響がないと言ったら少し苦しいが、市税のみで全てを語るということは少し危険であろうと、これが交付税制度という仕組みになっている。

委員) そうすると、資料 10 で気になったのが、裾野市と伊豆の国市の市税収入の差は、単純に企業の影響によるものだけだと考えて良いのかということ。市民税とかもある中で、市民理解を得るという点では、企業だけではなく市民の平均収入、収入格差がある中で大きく上げるというのはどうかなと思うので、肌感覚で良いので教えてほしい。

事務局) 感覚的には、決して伊豆の国市が高い水準とは到底思えない、産業構造がそういう形になっているので。ただし、数字を踏まえての発言かと言われるとそうではない。

委員) やはり市民の収入がそれほど高くない中で上げ続けるということは、やはり理解が得られないだろうということがこの資料で理解できるかと思う。

委員) 先ほどの、足りない部分は交付税措置されるという話だが、確かにそうなのだろうが、そうするとその分実際には市民サービスなどに影響が出てくるということで良いか。

事務局) 交付税は当然伊豆の国市の行政サービスを遂行するためにということになるので、何かほかのことに使ってしまうと、当然その他のサービスが削られるということになる。標準的なレベルとして国が定めた単位費用という概念であるが、その中でどうやりくりするのかということは自治体の裁量になっているので、当然特色に伴って何かを厚く行っている可能性もあるし、それもなくじり貧で行っている場合もある。伊豆の国市の予算措置の感覚としてどうかと言えば、普通交付税を 44 億円もらっているから余裕があるということではなく、一度始めた事業はなかなか

か無くせないという現実もあるので、それらを維持するためにどうやってカバーしようかということを多分財政当局は整理しているのだろうというのが現実である。

会 長) 今まで 100 の予算を組んでいたのを 120 の予算を組んだからその差の 20 を交付してくれるかと言ったらくれないわけで、やはりその分市としては苦しくなってくる。だから、あまりに上げるとそういう話になってくる。加えて、合併特例債の返済もこれから負担となっていくわけだから、それらも考えると、上げることは構わないだろうが、上げすぎると負担もその分大きくなってくる。市民感情としては、その辺も考慮する必要がある。三役はパターン 2 の前回の水準まで上げるか、もう少し上げるかというところか。据え置きということもあるのかもしれないが。

委 員) 例えば、期限付きで物価手当のようなものを足すということはできるのか。物価が上がっていることは間違いないので、例えば、市長の給料に 1 万円足すとか。その場合、期末手当にもその 1 万円が加算されるのか。

会 長) 三役は給料なので、手当ではない。

事 務 局) 手当的な要素であれ、給料に加算するということであれば、当然期末手当でも加算される。

委 員) 物価が非常に上がっていること、加えて、市長については年間で休日が 64 日しかないということを考えれば、上げて良いのではないかなと思う。ただし、現在の市長がこのように働いてくれているので、代わったときに同じように働いてくれるかと言えばやはり考え方は違う。

委 員) 今委員がおっしゃったのは、市長の業務の対価としてのものということだろうと思うが、その業務内容というのが資料 8 に記載されているものということになる。

会 長) そうすると、市長、副市長、教育長もそれぞれ別に考えていくべきか。

委 員) 別々に考えるべきだと思う。資料 8 にある役割や、副市長と教育長は市長の選任ということもあるので。

委 員) 資料 11 で、伊豆の国市の前回改定時の理由として、現在の社会経済情勢や一般職給与の状況からとあるが、当時、一般職の給与も下がっていたのか。

事 務 局) そのとおりである。

委 員) そうであるならば、社会経済情勢が大きく上回っているのであれば別だが、平成 22 年から一般職の平均給料が下がっているということを飛ばして議論して良いのかということは考えるところである。

会 長) 一般職の平均給料の変動率が 0.96 ということであれば、上げないと

ということもあり得るということ。

委 員) 公務員というのは、人事院の勧告で給料が変わるのか。

事 務 局) 基本的には準じることになる。

委 員) いわゆる労働法であると労働者に不利な条件変更はできないという大原則があるが、公務員には適用されないのか。

事 務 局) 公務員には争議権などが認められていないので、情勢適応の原則といってそのときどきの情勢に適応しなければならないという定めがある。その拠り所が民間との較差であり、県や大規模な市であれば自前で人事委員会があるが、小さい自治体は持っていないので、基本的には国の人事院勧告に倣うということになる。

委 員) 0.96 というのは、現時点での数値ということか。

事 務 局) 平成 22 年度当時は 330,821 円だったのに対し、令和 6 年度は 316,778 円、この変動率ということ。

委 員) 参考に記載されている国の俸給改定率というのはどういうものか。

事 務 局) これが国の人事院勧告で示された官民較差である。

委 員) 市の職員の給料は上がらないのか。

事 務 局) 個々の職員としては上がっていく。これはあくまでも平均として示したものの。給料表というのは非常に細かいもので、その中で 1 年経つと自動的に 4 区分上がっていくので、ベースとなる基準は上がっていく。ただし、この給料表そのものの水準が人事院勧告によって金額が上がったり下がったりということがあり、社会経済情勢が厳しかったときには現実的に金額がそれほど上がらなかったということがあったということで御理解いただきたい。

委 員) 個々の職員自体が下がっているわけではないとすると、この数値を指標として用いる理由は私としては理解できない。

委 員) 人事院勧告によって一般職の給料は上がったり下がったりするわけだが、一般職は自分たちで給料を上げることはできない。

事 務 局) 平成 22 年前後、国の俸給改定率でマイナスになっている辺りは、給料が下がっていた。ただし、それと実際の平均給料が必ずしも連動しないのは、職員の年齢構成であつたりということが影響するということだと思う。今回事務局から示したそれぞれの数字は、あくまでも例示ということで御理解いただきたい。

委 員) 感覚的に言うと、他の同規模市と比べて多いわけでも少ないわけでもないのかという、そういう捉えでも良いのかなとも思うが。

会 長) 前回まで戻すか、あるいは据え置きか。

事 務 局) 改定パターン別に含めていなかったが、据え置きということであれば、

当然市の財政に与える影響は変わらないということになる。

委 員) その話だが、審議会を平成 21 年度からずっと開催してこなかった。本来であればこの間にどこかで開催しても良かったのではないかと思う。次回開催するのであれば時期も決めておいた方が良いのではとも思う。

会 長) そのことについてもこのあと議論したいと思っている。何年かに 1 度開催するというように。

委 員) 私の頭の整理であると、職務の対価とする報酬として適切かということが一番大きくて、あとは物価上昇に対する修正が入り、許容性として市民に理解してもらえるのかという単純な発想なのだが、話としてはそういう方向で良いのか。

会 長) 良いと思う。

委 員) そうすると、職務の対価として、職務内容が前回の改定時よりも多くなっているのか減っているのかということも、対価性を見るには必要なのかなと思う。そうすると、法の上で、三役の職務は大きく変わっていないということで良いのか。

事 務 局) 当時は制度上教育長が特別職ではなかったということはあるが、概ね変わっていないということで御理解いただいて構わないと思う。

委 員) そうであるとすると、職務の対価性という点では変更する事情は無いと思う。あとは物価の変動と市民の理解ということを考慮して、先ほど会長がおっしゃったように、前の水準に戻すのか戻さないのか、そこら辺りの金額の話なのかなと思うが。あとは、今の市長がすごく頑張ってくれているので上げたい気持ちはあるとしても、それが客観的な事情なのかということそうではない。次の市長も同じように年間 64 日しか休まないということではない可能性もあるので、そういう主観的、属人的な要素は排除して、一般的な要素で決めた方が安定性はあると思う。

会 長) 戻すということは、今回の場合 1 万円上げるということ。戻すという言い方が悪いか。

委 員) 最低賃金が上がっているとはいえ、底上げで全ての市民がもらっているかということそうではないわけで、やはり大幅な増額は市民の理解を得にくいと思う。その上げ幅をどれくらいにすること、許容性の面で。そこは 1 万円が良いのではないかという気はするが。

委 員) 前回の審議会で言ったとおり、前回下げた理由が今は当てはまらないから戻すという考え方もあると思う。加えて、現在の 80 万円は沼津市の副市長と同額であり、1 万円上がればそれを上回るということもある。

委 員) 元に戻すというのは言い方が良くないかな。

- 委員) 社会経済情勢というのは、何を見ればこれだというのが分かるのか。
- 会長) 数字を出していない。
- 委員) 感覚でしか分からない。
- 委員) 自分としては、今はかなり不安定な状況だと思っている。
- 委員) 職員の給料は来春上げることになるということで良いか。
- 事務局) いや、今年度中に今年4月に遡及して上がることになると思う。今年4月1日現在の民間との較差なので、例年どおりとすると、遡ってということになる。
- 委員) 1年に2回上がるということか。
- 事務局) 人事院勧告の反映と、それとは別に春の昇給、先ほど言った給料表が4号上がっていくということ。
- 委員) 物価の上昇というのは、例えば消費者物価指数ということで見えてくるのか。なかなか出しにくいというのは先ほど会長がおっしゃったとおりだが、積極的に上げるということであれば、そのような指数を引用するということも一つだと思う。例えば、2025年8月で、2020年を100として112.1となっているようだが。前年同月比でも2.7%上昇しているようなので、ある程度の上昇は認められるのだろう。全体としてもらう金額が大きいから物価変動の影響は少ないだろうけど、その影響の補てん分として1万円が妥当であるという結論が出せれば、座りは良いような気がする。
- 会長) とりあえず市長は1万円増額という案を持つとして、副市長と教育長はいかがか。
- 委員) 元に戻すという考え方が定着してしまうと、副市長と教育長もということになってしまうので、三役いずれも1万円上げるかという話になってしまうか。先ほど言った、次回は数年後に開催するということがあるのであれば、今回は据え置きという考え方もできると思うが。
- 会長) このことは、答申に今後は何年に1回開催することが望ましいというようなことを入れれば良いと思う。
- 委員) 市民から選ばれたということに対して、今回は選挙になっていないので、その点も何となくひっかかるころはある。
- 委員) 先ほどの職務の話で言うと、三役ともに前回と変わっていないのであれば、物価上昇も加味していくらか上げるという話になって、前回1万円を下げているわけだから、そこを上限として上げるかというところ。そこを公務割合に応じてということで市長が1万円増なら副市長は7,500円増というのもなくはないのかもしれないが。
- 委員) ただ、同規模市と比べて、副市長も教育長も特別低いわけではないと

思う。

委員) 上げなくても良い可能性はあると思う。教育長については学校長との比較を見ても。

会長) ただし、物価を加味するとなると、確かに物価は上がっている。

委員) 学校長は上がっていくものなのか。

事務局) 人事院勧告を反映するので、上がっていくこともあり得る。

委員) 教育長で言えば、私が知る限りでは、元学校長が務めている。

委員) 1万円ということにすると、説明するときには、やはり元に戻したということになるのか。

会長) 上げたということで良いのでは。平成22年からはもう15年くらい経過しているのだ。

委員) 答申の際に、1万円を限度としてという書き方は構わないのか。

委員) その場合、1万円の範囲内で誰が決めるのかという話になってしまうのではないか。

会長) 一律で1万円上げることによる市の予算への影響は、年間50万円くらい。これを許容範囲とするか。

委員) そうだと思う、物価が上昇しているのは事実であるし。

会長) ひとまず、一案として三役は一律1万円増ということにしておいて、議員報酬に移る。

－ 議会事務局長から資料5-4（前回配付）に基づき補足説明 －

委員) 活動に対する報酬ということと言うと、個々の活動というのは個々の裁量だと思う。これまで各議員の裁量の枠も含めてこの金額であるという算定をしていたと思うので、例えばこれまでと同様ではやっていけないということであれば、それを立証する資料をいただければ検討できない。今の話だと、議会がおっしゃっている新規採用職員の初任給の引上げ率である1.14倍をもって決定するということは全く論理に乗ってこないように思われる。例えば、先ほど議論していたように、物価が上がったのだから、ではその分どれだけ考慮するのかという話なので、活動の対価というよりは、物価上昇のテーブルだと思う。それに対して、先ほどの理論だと、あまり多くは上げられないからということだったと思うが、だから342,000円にということで42,000円上げるという理由がよく分からない。あくまでも個人の意見であるが。

委員) 公務という点で、本会議や常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会などあるが、例えば本会議を半日、それが終わって午後から常任委員会というようなこともあるのか。

議会事務局長) それはない。基本的に常任委員会は本会議の会期中に開催するもので、

本市議会では本会議終了後に常任委員会を開催するということはよほどのことがない限りない。

委員) 特別委員会なども別日に設けているということか。

議会事務局長) そのとおりである。

委員) 職員は8時間労働者である。議員は4時間であったり6時間であったりすると思うが、それ以外の地域活動というのは、本人のための活動でもある。あくまでも公務の部分はどう反映させるかだと思う。

委員) 公務以外の活動も考慮してしまうと、活動している人も活動していない人も342,000円で良いのかという話になってしまう。

議会事務局長) 今回は4人の新人議員がおり、その方々については3か月分の活動に4をかけて算出したが、公務以外の議員活動はどういうものなのか、考えとしてまだ定着していないと思うので、カウントの仕方もまちまちになってしまったかもしれない。活動の捉え方が個人個人で差が出た。そういうこともあり、全国町村議会議長会でのアンケート結果でも、標準例により算定するだけではなく、自治体の財政力や近隣自治体との均衡なども考慮して決めているという回答があったのだと思う。伊豆の国市議会基本条例というものがあり、これは最高規範となるものだが、この中で議員報酬に関することも規定されている。この条例の第1項では、議員報酬は、市民の負託にこたえる議員活動への対価であることを基本とし、伊豆の国市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例により定めるものとする、第2項では、議員報酬の改正にあたっては、伊豆の国市特別職報酬等審議会条例に基づく審議会意見のほか、行財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮した上で決定するものとするとしている。したがって、改定については議員発議により議会で定めることとなるが、この審議会の意見も参考にするということになる。

委員) 前回の見直しの際には、議員報酬について、審議会では一律1万円減ということであったが、議会ではそれを尊重せず、一定の修正を加えて改定した。審議会での専門的な議論を経た結論が、議会の方で修正されたという印象を受けてしまう。どこまでこの審議会が重んじられるのか、こちらでしっかりと議論した結果がまたひっくり返されてしまうと、何なのかなという思いはある。

委員) 議会で審議会の答申よりも高い金額で提案されたら、議員は自分たちにとって良いことなので皆賛成するのではないか。

委員) それはそういうことになるのだろう。

委員) 結局、据え置きという判断をしても議会の方では上げるのではないか

という感じ。

委 員) これだけ物価が上がっているのに、据え置きはどうなのかとは思うが。

委 員) 本会議以外の委員会などは、全ての議員が出席しているのか。

議会事務局長) 常任委員会が全議員、議会運営委員会は6人が属している。特別委員会は、何か特別に審議する案件がある場合に設置するもので、全議員ではない。

委 員) 常任委員会は2つあるが、議員はどちらかの委員会に入っているという事で良いか。

議会事務局長) そのとおりである。

委 員) 特別委員会も全員が入っているわけではないということか。

議会事務局長) そのとおりである。

－ 議会事務局長退室 －

会 長) 議会事務局長の話では、議会の特別委員会は議員報酬と定員について審議するが、定員については改選したばかりなので後にするということがあったが、そのことについて少し納得がいかない。例えば一人約500万円だから、二人減ればで約1,000万円ということで、それなら議会から申し入れがあった1.14倍にしたとしても市の予算に与える影響はそれほど大きくない。なぜそういう考え方を議員の皆さんが取らなかったのかなという気はする。そういうことを考えるということであれば、市民も納得するかもしれない。

委 員) 議会事務局長の話を聞いても、やはり公務が何なのか全く分からない。個人の活動も含めた報酬であるとする、活動してもしなくても同じということになる。全く活動しなくても342,000円もらうのかという話になる。

会 長) 議員への調査でも、活動日数が270日という議員もいる一方で、100日ちょっとという議員もいたとのことであった。

委 員) そもそもそのカウントの仕方も個人の見解によるところがあるし、議員活動は公務を全うするためのもので、そこを考慮する必要はないと思う。

委 員) 年間の平均が137日ということだったが、そうすると現在の額でも一般企業と比べれば十分ではないかなと思う。

委 員) 現在の報酬でも、安いということでは絶対ないと思う。

委 員) ボランティアなのか議員活動なのかというところの線引きが非常に難しいと思う。我々にしても、例えば土日に地域活動をするが、それはボランティアである。議員が地元で活動することは、次の選挙に向けてという面もあり、自身のためということになるのではないか。

- 委員) 活動した議員はいいとしても、活動しなかった議員に対しては、市民からすると、それでももらえるのかということになってしまう。
- 委員) やはり平均ということを考えなければならないか。
- 委員) 平均といっても、あまりにも上と下が開きすぎている。
- 委員) 議会が言っている初任給が 1.14 倍に上がっているからというのは、物価の上昇に伴い生活給として必要だから。
- 委員) 私の意見としては据え置き。次の審議会をいつ開くということが決まっていれば、そこにスライドさせることもできる。例えば次の選挙の前年に開催するとか。
- 委員) 市民からすれば、自分たちは大変なのに議員は上がるのかという反発が起こると思う。
- 会長) 答申は答申で、議会は自分たちで決めることになるが、特別委員会で審議するという定員とのバランスを考えるべきということと言える。
- 委員) 答申で据え置きとしても、結局自分たちで上げるのではないか。前回の水準と同額にするために 5 千円上げると言っても、1 万円上げるかもしれない。
- 事務局) 答申の結果よりも上振れするということを前提とした議論は避けていただいた方が良くと思う。前回、答申と違う結果になった経緯はかなり前の話で分からないが、先ほど議会事務局長の話にあった議会基本条例は平成 25 年に制定されたものなので、前回の審議会の際には無かった状態であった。議会基本条例の中では、この審議会の意見やその他市政の課題等々を考慮してとあるので、通常考え方であれば、審議会による答申を十分理解した上での議員提案がなされるのであろう、それを超えたような提案だとすると、それは世の中がそういうような目で見るのであろうと、事務局としてはそのように思うので、そのようなことも踏まえて審議を進めていただければと思う。
- 委員) 三役について物価変動があるから給料を上げるという考え方を取った場合に、議員に関しても物価変動があるので、一定程度は上昇するというのが自然な論理だと思う。あとはどの程度なのかということだと思う。据え置きとした場合に、物価変動をどう処理するかということが出てくるので、また一つ論理を挟まなければならないかなど。答申が三役と議員で違うということになると、なぜ違うのかということ合理的に出しておいた方が良く。そここのところの議論をしておいた方が良くと思う。
- 委員) 物価高騰を見るのか、それとも市の財政力を見るのか、個人的には財政力の方が大きいと思う。今年度で合併特例債の活用期限が終わり、今後は補助メニューがなければ市の単費で行わなければならないし、令和

11年度くらいまでは市債の返済も大きくなっていく。そのような状況の中で人件費だけどんどん上がっていくということで良いのか。財政状況が今後ますます厳しくなっていくことは目に見えている。また、次の審議会をいつ開催するのか分からない中で、ここで上げてしまってまた10年以上そのままということになるのかということもある。次の審議会の開催を決めておくということであれば意見も変わってくるかもしれない。

事務局) 次回の審議会について、審議会として御意見をいただくということであればそれはそれでということになるが、事務局としても、議会の特別委員会で今後議員定数の議論が進められるということであれば、市長と議員の改選となる令和11年4月の前、遅くとも令和10年度中に開催するということは、タイミングとしてあると考えている。いずれにしても、今回審議して、その結果がまたそのまま15年間続くということでは決していないということで議論はしていただきたいと思う。

会長) 答申の中で、次回の審議会開催についての意見も出すことができるということで良いか。

事務局) 良いと思う。他の自治体の審議会でも、付帯意見として出ている例はある。

会長) 意見としてあったように、議員については据え置きということでも良いとは思いますが、三役を上げた場合の整合性についてどう考えるべきかというところは気になる。片方だけ物価高を理由に上げて、もう片方は上げないということで良いのかどうか。

委員) 財政を考えれば、上げるのはやめた方が良いと思う。

委員) 財政を考えるとということならば、三役も上げるのはおかしいという話にならないか。

委員) できれば三役も上げないということが良いと思う。今回事実として選挙にならなかった中で、任期が始まってまだ半年も経っていないこの時期にいきなり議員の報酬を上げるのかということ自体が個人的には疑問がある。これが例えば次の選挙の前に見直すというようなことであれば分かるのだが。なり手不足だからどうするのかというようなことで。

委員) 選挙になって競争性があるからということで報酬を上げるというようなことは少し違うと思う。あくまでも議員の対価性として妥当かどうかということであれば、物価変動とか財政上の許容性などの話になってくると思うし、どの要素をどのくらい考慮すべきかという議論だと思う。仮に三役・議員ともに元の水準に戻すと市の予算として必要なのは約200万円、これをどう見るかということだが。

- 委員) 議会の特別委員会は、議論の中で下げた結果が 42,000 円の増額ということだった。
- 委員) 一番高かったのは 393,000 円だったとおっしゃっていた。
- 委員) 議員としてのストレスとかもあるのかもしれないが、それは我々も同じである。
- 委員) この報酬ではやっていけないという議員はいないと思う。
- 会長) ここまでの議論をまとめると、三役は 1 万円増、議員は据え置きという案が 1 つ、その場合は物価高との整合性が取れるのかということがある。それから、次回審議会を 3 年後くらいに開催することを前提として、今回はいずれも据え置くというもの。この 2 つくらいだと思う。この中から本日決めてしまうか。次回は冒頭から答申案について検討したいということではあったが。
- 委員) 結局は議員報酬に物価高を反映させるかどうかというところだけ。反映させないとする理由があればそれでいいと思うが、難しい。
- 委員) 例えば、この審議会の報酬などは物価高とかが関係するのか。
- 事務局) 条例で報酬を定めており、平成 22 年度に開催した審議会に変更して以来、これまで見直しはされていない。
- 委員) 見直しは物価高を考慮して行われたのか。
- 事務局) 物価高の影響というよりも、当時は日額のみの設定だったものを、実際には半日の会議などが中心となるので、日額に加えて半日額の報酬を設定した。当時の答申内容は、本市の報酬額は県内東部地域の各市及び本市と人口規模が近い県内各自治体と比較するとかなり低い額にあることから引き上げる必要があると考える、というものであった。併せて、新たに半日額を設定したというもの。今後も他の自治体と大きく乖離しているというようなこと、また、社会情勢が変われば見直すことはあり得るし、この審議会でも審議いただく事項となる。
- 委員) 前回の見直しで額はどう変わったのか。
- 事務局) 例えばこの審議会では、当時は会長が日額 6,000 円、委員が日額 5,500 円だったものを、会長・委員いずれも日額 10,000 円、そして半日額を設定していずれも 6,000 円とした。
- 委員) もし議員報酬を上げないということであれば、三役も上げない、それは市の財政上の許容性が無いことと、物価上昇は認められるけれども一時的な可能性もあるため。その情勢を見守ってからということでは何年後かに再度審議会を開催するという結論であればあり得ると思う。どちらかを上げてどちらかをそのままということになると、複雑な論理が必要になると考えていて、その辺りの整合性は考えておいた方がよい。おそ

らく今回上げてということになると数年後に再度開催して見直すという発想にはならないと思う。

委 員) 私も物価高騰よりも市の財政面の方を重視すべきだと思う。なぜかと言うと、これを上げた影響で市民サービスが下がったとなった場合に、だったらすぐに見直して下げようということにはならない。物価が上がり、それに左右されない人は良いが、全ての市民の給料が上がっているわけではないし、市内事業者は苦しんでいる。数十円、数百円上がった場合に、なかなかお客さんに転嫁できない事業者は結構いると聞く。物価高騰を最大の理由にするのであれば、三役・議員ともに上げなければならないとすることは分かる。確かに三役だけ上げて議員は据え置きというのはおかしい話である。

委 員) 近隣比較ということと言うと、他が上がったからまた伊豆の国市も上げるのかということになってしまうので、あまり前面には出さない方がよいと思っている。

会 長) 両方上げる、両方上げないということになると思うが、なかなか決まらないとなると、次回の審議会でも冒頭から答申案の議論をすることは難しい。できれば、事務局でそれぞれの答申案を作成していただき、それを基に議論を始めるということにしたい。

事 務 局) 尾沢委員から、近隣比較についてはあまりという御意見があったが、両方上げないというパターンについては、理由の最後に、現状でも同規模市と大きく離れているわけではないということも触れざるを得ないと思う。

委 員) そこが主要な理由になってしまうと近隣も上がった場合にまた上げるのかとなるので、主要な理由という位置付けでなければ。答申案については、2パターンを作成していただき、見比べながら議論することで見えてくることもあると思う。

事 務 局) 次回の審議会について、例えば3年後の開催が望ましいというようなことも付帯意見として含めるということは審議会で合意したということの良いか。

会 長) 含めることとする。

4 その他

・事務局から次回開催に関する事務連絡

5 閉会